

# 【建設労働者確保育成助成金制度のご案内】

キャタピラー教習所(株) 相模教習センター

建設労働者確保育成助成金とは、建設業に携わる中小企業の事業主の方が、従業員の技能向上の為に技能講習を受講させた場合、その受講料の一部80%と賃金（日当）の一部8000円が助成され、事業主にとってはとてもお得な制度になります。

27年10月1日以降開始する講習より事前の計画届が必要となり承認がおりないと助成金の活用ができなくなります。

《対象条件》①～③の条件に当てはまる場合に、助成金をご利用になれます。

- ① 資本金3億円以下または従業員300人以下の建設業
- ② 雇用保険の保険料率が1000分の16.5であること
- ③ 受講者が雇用保険の被保険者であること

## 《助成金が対象となる技能講習》

- ◆車両系建設機械（整地等運搬・積込・掘削用）
- ◆車両系建設機械（解体用）
- ◆不整地運搬車
- ◆玉掛け
- ◆小型移動式クレーン
- ◆床上操作式クレーン
- ◆高所作業車
- ◆ガス溶接
- ◆地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
- ◆コンクリート造工作物の解体等作業主任者
- ◆足場の組立て等作業主任者
- ◆型わく支保工の組立て等の作業主任者
- ◆木造建築物の組立て等作業主任者

## 《助成金が対象となる特別講習》

- ◆足場の組立て等の業務
- ◆小型車両系建設機械（整地・運搬・積込・掘削用）
- ◆締固め（ローラー）
- ◆アーク溶接
- ◆クレーン取扱業務
- ◆巻上げ機（ウインチ）
- ◆低圧電気取扱
- ◆高所作業車

## 《助成金の流れ》

講習を開始する日の1ヶ月前までに計画届を提出

受講申込み

受講

事業主様へ支給請求書類を送付します。

支給請求書にご記入、捺印、添付書類を揃えていただき、各都道府県労働局又はハローワークへ提出（受講後2ヶ月以内必着）

各都道府県労働局又はハローワークにて支給金額決定

事業主様へ支給されます。

詳細は各労働局担当窓口へお願い致します。

- |          |                    |                  |
|----------|--------------------|------------------|
| * 神奈川労働局 | 職業対策課 建設担当         | Tel 045-277-8801 |
| * 東京労働局  | ハローワーク助成金事務センター第3係 | Tel 03-3813-5071 |
| * 山梨労働局  | 職業安定部 職業対策課        | Tel 055-225-2858 |
| * 静岡労働局  | 職業対策課 建設担当         | Tel 054-271-9970 |